

議 事 日 程 (平成29年3月6日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第1号 安八町職員の退職管理に関する条例制定について
- 日程第4 議第2号 安八町職員の降給に関する条例制定について
- 日程第5 議第3号 安八町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第4号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第5号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第6号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第7号 安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第8号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第9号 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第10号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第13 議第11号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第15 議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議第14号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議第15号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算
- 日程第18 議第16号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議第17号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第20 議第18号 町道路線の認定について
- 日程第21 議第19号 町道路線の変更について
- 日程第22 議第20号 町道路線の廃止について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山中 美恵子

○出席議員（10名）

1番 西松 幸子	2番 碓井 昭夫	3番 西松 巖
4番 安井 忠	5番 小川 文雄	6番 大平 文雄
7番 岩田 譲治	8番 古澤 榮一	9番 山中 美恵子
10番 渡邊 明博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 堀 正	参事 岡田 武史
建設調整監 吉村 英市	産業振興課長 西松 博美
建設課長兼 SIC建設推進室長 岡田 立	総務課長 坂 優
企画調整課長 大平 共美	生涯学習課長兼 総合体育館長 安井 孝行
税務課長 堀 芳弘	学校教育課長兼 給食センター所長 河合 一
会計管理者 渡邊 毅	福祉調整監 堀 隆志
住民環境課長 吉村 等	福祉課長 坂 和由

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 山田 靖	書記 石田 千夏
書記 馬 渕 佑司	

(開会時間 午前10時00分)

議長 皆さん、おはようございます。

きのうは百梅園、園遊会、御苦労さまでございました。大盛況のうちに終わりました。ありがとうございます。御苦労さまでした。

それでは、平成29年第1回安八町議会定例会をただいまから始めたいと思います。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回安八町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、7番 岩田讓治君、8番 古澤榮一君に指名をいたします。

議長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの12日間にすることに決定をいたしました。

議長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第1回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

日ごろ、町政の運営には格別の御理解並びに御協力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。

昨日は、第19回安八園遊会を開催しまして、多くの方に御来場いただきまして、心より感謝申し上げます。

開会に当たりまして、新年度に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位、並びに住民の皆様の御理解と御協力を賜りたく存じます。

本町では、念願のスマートインターチェンジは、工事区域周辺の地盤が軟弱で、調査や対策に時間がかかりましたので、供用開始時期がこれまで予定していた平成29年3月から1年おくれて平成30年3月になると先日新聞発表させていただきました。

今後、このスマートインターチェンジを基点として、地域活性化に向けた交流拠点などの整備も、株式会社日本総合研究所などの協力を得て、現在検討を進めているところであります。また、アクセス道路などの整備、インターチェンジ周辺の土地利用の見直し、企業誘致を進めているところです。

平成29年度は、それらを踏まえて、スマートインターチェンジを核とした新しいまちづくりを住民の皆様とともに行いたいと思います。

一歩ずつ歩みを進め、これからの安八町の発展と安心して暮らせるまちづくりのために、新年度、平成29年度にも安八町のさらなる発展に向け、職員と一丸になって、情熱を持って努力してまいる所存でございます。

どうか議員各位、住民の皆様には一層の御理解、御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

さて、本定例会に御提案申し上げます案件は、新年度予算の関係を中心に、条例制定・改正、一般会計・特別会計補正予算など、合わせて20議案になります。

新年度予算につきましては、国の補正予算なども有効に活用し、小学校のエアコンの設置など事業の前倒し実施をし、効率的な財政運営に努めつつ、スマートインターチェンジの完成を好機と捉え、今後のまちづくりの礎となるような予算編成にしました。

基本的な考え方につきましては、後ほど御説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

それぞれの案件の提案説明につきましては、参事、並びに担当課長より御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議をいただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより議案の提案審議に入りますが、議案説明をされる方
にお願いをいたします。説明は、簡潔明瞭にお願いをいたします。

議 長 日程第3、議第1号 安八町職員の退職管理に関する条例制定についてを
議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第1号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第1号 安八町職員の退職管理に関する条例制定について。

安八町職員の退職管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を
改正する法律が施行され、職員の退職管理に関して規定されることに伴い、
国家公務員に準じた職員管理を行うため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の退職管理に関する条例。

以下は条例本文でございます。

第1条、地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6第2項に基づき、
本条例の根拠としております。

職員の退職管理の適正を確保するため、第2条、第3条のとおり定めるも
のでございます。

第2条では、営利企業等に再就職した元職員に対しまして、離職前5年間
の職務に属する者に関し、離職後2年間は現職職員への働きかけを禁止する
ものでございます。

第3条では、再就職した元職員に再就職情報の届け出をさせるものでござ
います。

4ページ、附則をお願いいたします。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第1号は、会期内の総務産建常任委員会
で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第1号は会期内の総務産建常任委員会
会で審査することに決定をいたしました。

議長 日程第4、議第2号 安八町職員の降給に関する条例制定についてを議
題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第2号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第2号 安八町職員の降給に関する条例制定について。

安八町職員の降給に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を
改正する法律が施行され、職員の降任等の規定が整理されることに伴い、国
家公務員に準じた職員管理を行うため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の降給に関する条例。

以下は条例本文でございます。

法の改正に伴いまして、地方公務員について人事評価制度の導入等により、
能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとなりました。その人事管
理において、職員の意に反する降給の事由、基準及び手続について定めるも
のでございます。

第1条は根拠規定でございます。

第2条は、降給の種類を降格、降号として、用語の説明をするものです。

第3条では、降格の事由につきまして、第1号により、勤務成績が特に悪
い場合、心身の故障がある場合、職務を遂行するに適格性を欠く場合、第2
号では、職務の級の職の数に不足が生じた場合としております。

第4条では、降号の事由について定めております。

第5条、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を交付して行
わなければならないと定めるものでございます。

以上がこの条例の主なるところでございます。

附則をお願いいたします。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第2号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第2号は会期内の総務産建常任委員会で審査することに決定をいたしました。

議 長 日程第5、議第3号 安八町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第3号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第3号 安八町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が施行され、職員の降任等の規定が整理されることに伴い、国家公務員に準じた職員管理を行うため、本条例を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例。

安八町職員の分限の手続き及び効果に関する条例（昭和30年安八町条例第31号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料1ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

右列が改正後でございます。

この条例も法改正に伴いまして、地方公務員について人事評価制度の導入等により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとなり、その関

係条文を整理するものでございます。

第1条から各条におきまして、見出しをつけ、条例をわかりやすくしております。

中段、第2条第1号でございますが、人事評価制度の導入により、従来の職務成績評定書を人事評価に改めるものでございます。

第6条、失職の特例につきましては、法が定める欠格事項についての特例について、法と同様に定めるものでございます。

議案本文に戻っていただきまして、附則をお願いいたします。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第3号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第6、議第4号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第4号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第4号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関の委員報酬額を定めるため、同法96条第1項第1号の規定により、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年安八町条例第4号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料3ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

右列が改正後でございます。

監査委員におきましては、識見を有する者の中から選任された委員を日額「9,000円」から「1万6,000円」に、議会の議員の中から選任された委員を日額「7,000円」から「1万円」に改定するものでございます。

次に、農業委員会委員の会長、委員及び農地利用最適化推進委員につきまして、年額の報酬額を基本給とし、新たに能率給といたしまして、予算の範囲内で町長が定める額を加えるものでございます。

これは、国の農地利用最適化交付金事業の創設に伴い、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員に対して、活動実績及び成果実績に応じて配分し、農業委員会による農地利用最適化に向けた積極的な活動を推進する目的で、本給とは別に、事後的に報酬を上乗せ支給ができるようにとするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

中段、空家等対策協議会委員、日額5,000円を新たに定めるものでございます。適切な管理が行われていない空き家等の増加による諸問題につきまして、関係機関と連携し、各種施策の推進について協議することを目的として、要綱を設置し、進めております。この協議会委員に対します報酬を定めるものでございます。

議案本文に戻っていただきまして、16ページ、附則をごらんください。

この条例は平成29年4月1日から施行する。

以上、御審議をいただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第4号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は会期内の総務産建常任委員

会で審査することに決定をいたしました。

議 長 日程第7、議第5号 安八町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長 堀芳弘君。

税務課長 それでは、議第5号につきまして、朗読並びに提案説明をさせていただきます。

議第5号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町税条例の一部を改正する条例。

第1条、安八町税条例（昭和45年安八町条例第14号）の一部を次のように改正する。

少し飛びまして、第2条、安八町税条例の一部を改正する条例（平成28年安八町条例第15号）の一部を次のように改正する。

以下は改正条文でありますので、改正内容につきましては別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

安八町税条例の主な改正事項（第1条関係）でございます。

第28条の2、町民税の申告につきましては、字句の改正を行うものでございます。

附則第6条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除につきましては、住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで2年間延長するものでございます。

続きまして、安八町税条例の主な改正事項（第2条関係）でございます。

第2条につきましては、平成29年4月1日施行の消費税10%の導入時期が平成31年10月1日に先送りされたことによりまして、平成28年6月議会にお

いて専決させていただきました議案のうち、関係する条文を消費税8%時の規定に戻し、再度規定内容を整理し、変更後の導入時期を規定するものでございます。

本文に戻っていただきまして、本文の27ページをごらんいただきたいと思っております。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中、安八町税条例第28条の2第1項ただし書きの改正規定については、平成29年4月1日から施行する。

以上、よろしくお願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第5号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は会期内の総務産建常任委員会で審査することに決定をいたしました。

議長 日程第8、議第6号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長 堀芳弘君。

税務課長 続きまして、議第6号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを朗読並びに説明を申し上げます。

議第6号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について。

安八町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、課税のために整備しております土地地番図等の資料の請求に対応するため、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町手数料条例の一部を改正する条例。

安八町手数料条例（平成12年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中、29号を30号とし、21号から28号まで1号ずつ繰り下げ、20号

の次に次の1号を加える。

第21号、土地地番図等の閲覧及び写しの交付並びにその加工物の写しの交付、1件につき200円。ただし、町全域にわたる場合にあっては、10万円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第6号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は会期内の総務産建常任委員会で審査することに決定をいたしました。

議長 日程第9、議第7号 安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第7号につきまして、御説明申し上げます。

議第7号 安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございます。

平成29年度から開始するふとん等回収事業に係る一般廃棄物手数料を定めるため、本条例を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、改正条例本文でございます。

安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年安八町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中でございますが、ごみ（可燃物）の項でございますが、

「ふとん・カーペット類 1 枚500円」を追加するものでございます。

これにつきましては、平成29年度において、御家庭で処分が困難な布団の回収を手数料をいただきまして有料で実施するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年 4 月 1 日から施行する。

また、別冊の議案資料35ページに新旧対照表が掲載してございますので、御精読のほう、よろしく願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第 7 号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第 7 号は会期内の民生文教常任委員会で審査することに決定をいたしました。

議長 日程第10、議第 8 号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第 8 号を朗読、説明申し上げます。

議第 8 号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。
安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年 3 月 6 日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございます。

国民健康保険法施行令の一部が改正されたことにより、本条例を改正するものでございます。

1 枚はねていただきまして、安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

安八町国民健康保険条例（昭和34年安八町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございますが、本条例は 2 条で構成しておりまして、第 1 条では国民健康保険の基礎賦課額の所得割額の算定及び減額の算定に用いる所得に、外国居住者等の所得に関する相互主義による所得税の

非課税等に関する法律に規定する特例適用利子及び特例適用配当等の額の追加をするものでございます。

また、第2条におきましては、所得の定義であります地方税法の改正により、配当所得、譲渡所得の整理を行うもの、また国民健康保険法施行令の改正により、所得区分により保険料の平等割、均等割の5割軽減、2割軽減の対象範囲を拡大するものでございます。

1枚はねていただきまして、附則でございます。

附則、施行期日につきましては第1条で公布の日から施行するものでございます。

第2条は経過措置でございます。改正文の第2条の規定による改正後の安八町国民健康保険条例の規定は、平成29年度以降の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

また、こちらの議案資料の37ページに新旧対照表を掲載しておりますので、あわせて御精読のほう、よろしく願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第8号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は会期内の民生文教常任委員会で審査することに決定をいたしました。

議長 日程第11、議第9号 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第9号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第9号 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、安八町消防団のあり方に関する検討委員会の報告書を受け、消防団活動の実態に応じた適切な手当の額に改正し、消防団の活性化を図るものであります。

1枚はねていただきまして、安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年安八町条例第12号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明いたします。

議案資料43ページ、最終ページをお願いいたします。

条例新旧対照表でございます。右列が改正後でございます。

第14条の費用弁償につきまして、改正後、警戒、防御、訓練等、その他の職務に従事する場合においては、出勤区分1日及び1回につき3,000円を超えない範囲で町の規則で定めた額を支給するに改めるものでございます。

これによりまして、活動内容と支給額を細分化いたしまして、団員の活動実態に応じた適切な手当としまして支給を行おうとするものでございます。

議案本文に戻っていただきまして、附則をお願いいたします。

この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、改正後の規定につきましては、この条例の施行日以後の出勤に係る費用弁償の額について適用いたします。同日前の出勤に係る費用弁償の額については、なお従前の例によるものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第9号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は会期内の総務産建常任委員会で審査することに決定をいたしました。

議長 日程第12、議第10号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

順次、提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第10号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第10号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）。

平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,105万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億2,849万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

47ページは歳入、48ページ、49ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額72億5,955万5,000円から3,105万8,000円を減額して、72億2,849万7,000円とするものでございます。

50ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費、単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、事業名、企画振興経費、金額3,240万8,000円につきましては、にぎわい広場整備事業でございます。

項、戸籍住民基本台帳費、事業名、住民基本台帳システム事務経費498万1,000円につきましては、マイナンバーカードの発行・交付に係る事業において、全国的にマイナンバーカードの交付申請が遅延し、年度内の執行完了が困難となったため、平成28年度割額について、繰り越しが必要となったものでございます。

款、民生費、項、社会福祉費、事業名、臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業4,068万2,000円につきましては、この事業は平成29年度にまたがり事

業を行いますので、事業費及び事務費について繰り越しをするものでございます。

款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路新設改良費 1 億3,104万8,000円の内訳といたしまして、交通安全プログラム事業が1,825万2,000円、中地区要望事業といたしまして 1 億1,279万6,000円でございます。

項、都市計画費、都市計画整備道路改良事業 6 億2,981万6,000円の内訳といたしまして、工専区域工事が6,177万6,000円、スマートインターチェンジ関連工事が 4 億5,100万円、アクセス道路の工事が 1 億1,704万円でございます。

款、教育費、項、小学校費、事業名、小学校施設整備経費 2 億9,994万5,000円は、結小エレベーター設置工事並びにトイレ改修工事、3 小学校の空調設備設置工事及び設計監理委託業務等に係る事業費でございます。

項、中学校費、事業名、中学校施設整備経費7,080万2,000円につきましては、登龍中トイレ改修工事及び設計監理委託業務に係る事業費でございます。

いずれも事業の年度内完了が困難ですので、次年度へ繰り越しを行うものでございます。

次ページ、第 3 表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

上段、補正前の公共事業等債及び学校教育施設等整備事業債につきましては、補正後の起債の目的、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

公共事業等債の限度額を 5 億8,170万円から7,200万円減額し、5 億970万円といたします。次に、新たに地方道路等整備事業債を7,200万円起こします。次に、学校教育施設等整備事業債の限度額を 2 億9,920万円から800万円減額し、2 億9,120万円とし、限度額の総額を11億8,720万円とするものでございます。

いずれも各事業の進捗状況に合わせ、補正をするものでございます。

1 枚はねていただきまして、事業別明細、2 の歳入でございます。単位は1,000円でございます。

なお、特定財源につきましては、歳出で説明をさせていただきます。

款項目ともに地方消費税交付金、補正額、減額の1,909万6,000円につきましては、本年度の交付金の額が決定いたしましたので、減額をするものでござ

ございます。

55ページをお願いいたします。

3. 歳出、単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費、補正額、減額の387万円のうち、節区分11需用費の光熱水費180万円の減額につきましては、本庁舎管理経費の中、支払い実績に基づき減額を行うものでございます。13委託料、業務委託につきましては、固定資産台帳の管理に係る委託業務におきまして、入札差金による減額を207万円するものでございます。

目、情報管理費、減額の165万5,000円につきましては、節区分使用料及び賃借料、こちらも同様に庁内LAN管理におけます入札差金による減額を行うものでございます。

1段飛びまして、財政調整基金、補正額2,523万2,000円ですが、本補正によります財源調整のため、財政調整基金に積み立てを行うものでございます。全て財政調整基金積立金にするものでございます。

目、ふるさと基金費、減額の300万円。ふるさと基金積立金の実績に基づきまして、減額を行うものでございます。

60ページをお願いいたします。最下段でございます。

款項ともに公債費、目、元金の補正額125万円、及び利子の減額560万円につきましては、ことし借入利率の見直しを行いました。それにより利率が下がったことにより、元金及び利子の見直しによる公債費の総額で、435万円減額となったものでございます。それぞれの補正を行うものでございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、55ページに戻っていただきまして、上から3段目、款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、減額の356万円。内訳としまして、節13委託料、業務委託、補正額、減額の125万円。節19負担金、補助及び交付金、負担金、補正額、減額の181万円。補助金、補正額、減額の50万円。

内容といたしまして、地方創生事業の業務委託の入札に伴う減額と瑞穂市への負担金の額の確定に伴う減額、定住促進住宅取得助成金の交付額の確定に伴い、減額補正をそれぞれお願いするものでございます。

内訳といたしまして、特定財源国庫支出金215万5,000円の減額補正をお願

いするものでございます。

続きまして、58ページ、最下段をお願いいたします。

款、商工費、項、商工費、目、商工業振興費、補正額、減額の400万円。
節19負担金、補助及び交付金、交付金、補正額、減額の400万円。

内容としまして、企業立地促進事業の奨励金の額の確定に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

議長 引き続き、住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 同じく55ページの最下段でございます。

款、総務費、項、戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費、補正額7万1,000円。節区分は職員手当等の時間外勤務手当7万1,000円で、これは個人番号カード発行事務に係ります職員の時間外勤務手当に対する補助金の確定による増額をするものでございます。財源内訳としましては、特定財源として国庫支出金の国庫支出金、総務費国庫補助金の個人番号カード交付事務費補助金7万1,000円でございます。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、57ページをお願いいたします。

表の上から3つ目、款、衛生費、項、清掃費、目、塵芥処理費、補正額、減額の245万7,000円。節区分は負担金、補助及び交付金のうち、負担金の減額の145万7,000円。こちらにつきましては、塵芥処理管理経費の西濃環境整備組合負担金の減によるもの、また補助金の減額100万円は、ごみ減量化・リサイクル推進事業の集団回収リサイクル奨励金の確定に伴う減額100万円でございます。

議長 続きまして、福祉課長 坂和由君。

福祉課長 続きまして、56ページへ戻っていただきまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、611万7,000円。節区分12役務費の手数料、登録リサイクル手数料5万7,000円と損害保険料、自賠責保険料3万7,000円、及び節区分18備品購入費の100万6,000円を合わせ、公用車1台を購入するものでございます。

節の負担金、補助及び交付金の交付金でございます。減額の1,215万円は、高齢者向け給付金額の確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

節区分の繰出金1,716万7,000円につきましては、保険基盤安定額の確定に

に伴い、国民健康保険特別会計へ繰り出す繰出金を増額するものでございます。

特定財源の国庫支出金、減額の966万3,000円につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金248万7,000円と臨時福祉給付金給付事業費補助金、減額の1,215万円を合わせたものでございます。

県支出金の1,201万5,000円につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金でございます。

寄附金の110万円につきましては、特定寄附の福祉目的としていただいたものでございます。

続きまして、目の安八温泉費、補正額、減額の90万円。節区分7賃金の90万円減額するものにつきましては、臨時職員からパート勤務に切りかわったことにより、賃金の不用額を減額するものでございます。

続いて、中段、項の児童福祉費、目、児童措置費、補正額、減額の513万5,000円。節区分扶助費でございますが、児童手当額の確定により、扶助費を減額するものでございます。

特定財源の国庫支出金は児童手当交付金、県支出金につきましては児童手当負担金でございます。

続いて、目の保育所費、補正額、減額の1,719万3,000円。節区分の4共済費の社会保険料及び7賃金の減額、922万1,000円につきましては、パート保育士の人数の減少分として、それぞれ不用額を減額するものでございます。節区分の委託料、減額、347万2,000円につきましては、広域入所希望者の減少により減額するものでございます。

続きまして、57ページの上から2段目をお願いします。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、補正額、減額の263万1,000円。節区分委託料の業務委託263万1,000円を減額します。これにつきましては、インフルエンザ予防接種の契約単価、並びに接種人数の減少により、委託料を減額するものでございます。

議長 産業振興課長 西松博美君。

産業振興課長 57ページをお開きください。歳出で説明をいたします。

項の農業費、目の農業委員会費、補正額はございません。県補助金の増による財源内訳の変更でございます。歳出は変更ありません。

58ページをお願いします。

特定財源は、県支出金の35万4,000円の増額でございます。

目の農業総務費、補正額はございません。県補助金の減による財源内訳の変更です。歳出は変更ございません。特定財源は県支出金の1万円の減額でございます。

目の農業振興費、補正額は、水田農業構造改革対策事業10万8,000円の減、農業振興推進対策事業34万4,000円の増、病虫害等防除対策事業52万1,000円の減、営農組織支援推進事業532万9,000円の減、計といたしまして561万4,000円の減額でございます。

節の13委託料は、病虫害等防除対策事業の防除対策委託費の減、対象事業の減によるものです。

節の14使用料及び賃借料は、同じく病虫害等防除対策事業のトラックの借り上げ料の減、対象事業の減によるものです。

節19負担金、補助及び交付金で、負担金は学校給食地産地消推進事業負担金の減、対象事業の減によるものです。補助金は経営所得安定対策事業費補助金の減、対象事業の減によるものです。

同じく、農業経営対策事業費補助金の青年就業給付金の減、これも対象事業の取りやめによるものです。

元気な農業産地構造改革支援事業補助金の減、機械購入補助対象事業の減によるものです。交付金につきましては、機構集積協力金で190万円の増、対象事業の増によるものです。特定財源につきましては、県支出金の関係で435万5,000円の減額、その他は負担金の空中散布受益者負担金の減、諸収入の水稻病虫害共同防除の補助金の減、計といたしまして119万6,000円の減額でございます。

目の畜産業費、補正額は、畜産事務経費6万円の減額です。

節19負担金、補助及び交付金で、補助金は効率的乳用後継牛確保対策支援事業補助金の減です。対象事業の減によるものです。特定財源は、県支出金の3万円の減でございます。

議長 続きまして、建設課長兼S I C建設促進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 59ページをお願いいたします。

款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額、減額の100万円でございます。全て工事請負費の減額となります。また、同款项、目、

道路新設改良費、補正額、減額の150万円でございます。全て設計委託料の減額となります。いずれも入札差金による減額でございます。

続きまして、下段の款、土木費、項、都市計画費、目、地域づくり費、補正額、減額の250万円でございます。全て管理委託料で、公共施設管理委託業務の入札差金による減額でございます。

議長 生涯学習課長兼総合体育館長 安井孝行君。

生涯学習課長兼総合体育館長 同じく、59ページの3段目をよろしく願います。

款、教育費、項、教育総務費、目、国際交流費、補正額、減額の140万円でございます。節区分9旅費の減額でございますが、主に入札差金による減でございます。

1枚はねていただきまして、60ページをお願いいたします。中段でございます。

項、社会教育費、目、公民館費、補正額、減額の80万円。節区分7賃金の減額でございますが、社会教育指導員の勤務時間数の減によるものでございます。

続きまして、すぐ下になります。

目、ハートピア安八費、補正額、減額の90万円。節区分7の賃金の減額でございますが、主に臨時職員等の勤務時間数の減によるものでございます。

議長 学校教育課長兼給食センター所長 河合一君。

学校教育課長兼給食センター所長 1ページお戻りいただきまして、59ページをお願いいたします。最下段でございます。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額4万7,000円、財源内訳、特定財源、その他の4万7,000円は教育目的の特定寄附金でございます。節区分18備品購入費は、結小学校における備品購入費でございます。

60ページをお願いいたします。

財源内訳、特定財源、国県支出金、国庫支出金781万2,000円は、学校施設環境改善交付金でございます。地方債、減額の800万円は、学校教育施設等整備事業債でございます。小学校施設整備経費として、空調設備並びにエレベーター新設事業につきまして、国庫補助金の追加交付がありましたので、地方債発行額を減額し、財源内訳の変更を行うものでございます。

以上、平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）につきまして、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第10号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第13、議第11号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第11号を朗読、説明申し上げます。

議第11号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,741万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,915万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正、63ページが歳入、64ページが歳出でございます。単位は1,000円で、いずれも最下段の合計額ですが、補正額、減額の1,741万2,000円、補正後の金額18億9,915万円でございます。

65ページから歳入内訳でございますが、65ページの国庫支出金から66ページの行末の共同事業交付金は特定財源でございますので、歳出で御説明いたします。

67ページをお願いいたします。

67ページ、款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、一般会計繰入金、補正額1,716万6,000円。節区分、保険基盤安定繰入金1,933万7,000円、出産育児

一時金、減額の140万円、財政安定化支援事業の減額77万1,000円、いずれも繰入額の確定に伴うものでございます。

続いて、項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、補正額、減額の413万2,000円。

続きまして、68ページをお願いいたします。

歳出の内訳でございます。

款、保険給付費、項、療養諸費、目、一般被保険者療養給付費、補正額3,800万円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金3,800万円は、一般被保険者療養給付の増加によるものでございます。財源内訳としましては、国県支出金の国庫支出金、療養給付費等負担金、国及び県の財政調整交付金、前期高齢者交付金、県支出金の財政健全化特別対策費補助金、共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金の合計で1,867万6,000円でございます。

目、一般被保険者療養費、補正額214万3,000円、節区分負担金、補助及び交付金の負担金214万3,000円は、一般被保険者療養費の増によるものでございます。財源区分は国庫支出金の療養給付費等負担金、国庫及び県の財政調整交付金、前期高齢者交付金、合わせて136万円でございます。

目、退職被保険者等療養給付費、補正額、減額の2,260万円。節区分負担金、補助及び交付金の負担金、減額の2,260万円は退職被保険者の療養給付費の減によるものでございます。財源区分は、特定財源の療養給付費交付金の減、1,064万円でございます。

目、退職被保険者等療養費、補正額はゼロでございます。こちらは、財源区分の変更でございまして、退職被保険者療養給付費交付金の額35万7,000円の確定によりまして、財源区分を変更するものでございます。

続きまして、表の下へ行きまして、項、高額療養費、目、一般被保険者高額療養費、補正額はゼロでございます。こちらも財源区分の変更でございませぬ。一般被保険者高額療養費の確定によりまして、国庫支出金の療養給付費等負担金及び財政調整交付金、前期高齢者交付金、県支出金の財政調整交付金、高額医療共同事業交付金の額の確定によりまして、財源区分の変更を行うものでございます。

下のページ、69ページでございます。

目、退職被保険者等高額療養費、補正額、減額の400万円。節区分負担金、

補助及び交付金のうち負担金で、減額の400万円。退職被保険者の高額療養費の減によるもので、財源区分のうち、療養給付費交付金は減額の150万7,000円でございます。

続いて、中段です。

項、出産育児諸費、目、出産育児一時金、減額の210万円。節区分負担金、補助及び交付金の負担金、減額の210万円。出産育児一時金の件数の減によるものでございます。

最下段でございます。

後期高齢者支援金等、項、後期高齢者支援金、目、後期高齢者支援金、補正額、減額の2,292万8,000円。節区分負担金、補助及び交付金の負担金、減額の2,292万8,000円。これは、後期高齢者支援金の確定によるものでございます。財源区分としましては、国庫支出金の後期高齢者支援金、減額の123万9,000円、療養給付費交付金、減額の341万3,000円でございます。

続いて、70ページをお願いいたします。

款項目とも介護納付金、補正額、減額の1,838万6,000円。節区分負担金、補助及び交付金の負担金、減額の1,838万6,000円。介護給付地域支援事業の支援納付金確定によるものでございまして、財源区分としましては、国庫支出金の介護給付費負担金、国・県の財政調整交付金、合わせて減の911万7,000円でございます。

款項とも共同事業拠出金、目、高額医療費拠出金、補正額、減額の301万7,000円。節区分負担金、補助及び交付金の負担金でございます。減額の301万7,000円。これは、拠出金の確定によるものでございまして、財源区分は国・県の高額医療共同事業負担金で、合計としまして減額の218万2,000円でございます。

目、保険財政共同安定化事業拠出金、補正額、減額の4,302万3,000円。節区分負担金、補助及び交付金の負担金、減額の4,302万3,000円は拠出金の確定によるものでございます。特定財源の保険財政共同安定化事業交付金が減の6,379万8,000円でございます。

款、保健事業費、項、特定健康診査等事業費、目、特定健康診査等事業費の補正額、減額の600万円。節区分委託料の業務委託で、減額の600万円は特定健康診査受診者の確定による減額でございます。特定財源は、国・県の特

定健康診査負担金で、両方で8万円でございます。

続きまして、71ページの中段の表でございます。

款項目とも基金積立金、補正額、6,353万9,000円は国保基金積立によるものでございます。

続きまして、款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額96万円。節区分償還金、利子及び割引料で、償還金の96万円でございますが、高額医療共同事業交付金の調整によるもの及び、また平成27年度の特
定健康診査等の負担金の確定によりまして、国・県への償還金でございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第11号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたしまして、25分まで、よろしく願いします。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時25分 再開)

議長 再開をいたします。

議長 日程第14、議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計予算、日程第15、議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、日程第16、議第14号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、日程第17、議第15号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算、日程第18、議第16号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、日程第19、議第17号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてまでの6議案を一括議題といたします。

事務局より、平成29年度予算町長提案説明要旨を配付させます。

〔資料配付〕

議長 町長から発言を求められていますので、発言を許します。

町長 堀正君。

町長 それでは、平成29年度予算につきまして御説明申し上げます。

まず初めに、社会全般についてであります。

政府は、これまでの各種政策の効果によりまして、景気は一部に改善のおくれも見られるが、経済は緩やかな回復基調が続いているとして、デフレ脱却・経済再生の実現のため、さまざまな取り組みを加速させています。補正予算などを活用することにより、好調な企業収益を投資の増加や賃上げ、雇用環境のさらなる改善などにつなげ、地域経済の好循環を拡大させることが重要としています。

本町では、新たな企業進出という明るい兆しもありますが、町税への反映までには至らず、財政的には引き続き厳しい制約を受ける状況にあります。

そのような中にはありますが、長年の悲願でありましたスマートインターチェンジの年度内の完成も見据え、アクセス道路など基盤整備に計画的に取り組んでいきます。

そのほか、隣接自治体とのバス路線の新設の準備や、子育て支援の環境整備として保育園の統合、認定こども園への移行の準備を進めています。

次に、本町における平成29年度予算についてであります。

一般会計予算の総額は、58億8,000万円であります。前年度当初予算と比較しますと3億1,800万円の減、5.1%の減でございます。財政的には制約を受ける中ではありますが、国の補正予算なども有効に活用し、小学校のエアコン設置事業などの前倒しを実施するなど、効率的な財政運営に努めつつ、スマートインターチェンジの完成を好機と捉え、今後のまちづくりの礎となるような各種施策を進めていきたいと考えております。

歳入の主なものといたしまして、町税は19億4,372万7,000円、前年度当初予算対比2,526万1,000円の減、率にいたしまして1.3%の減でございます。

地方交付税につきましては11億9,300万円、前年度当初予算対比3,400万円、率にいたしまして2.8%の減でございます。

国庫支出金は、スマートインターチェンジ建設などの社会資本整備に伴うもので6億8,494万円、前年度当初予算対比2億367万8,000円の減、率にいたしまして22.9%の減でございます。

繰入金につきましては2億4,957万5,000円、前年度当初予算対比9,657万5,000円の増で、率にいたしまして63.1%の増でございます。

町債は、社会資本整備事業や臨時財政対策債により5億9,600万円、前年

度当初予算対比1億4,450万円の減、率にいたしまして19.5%の減であります。

歳出の主なものといたしまして、民生費につきましては18億6,784万6,000円、前年度当初予算対3,003万4,000円の減、率にいたしまして1.6%の減でございます。

土木費につきましては11億8,502万9,000円、前年度予算対比2億2,603万9,000円の減、率にいたしまして16.0%の減でございます。

総務費は6億8,487万6,000円、前年度当初予算対比1,045万8,000円の減、率にいたしまして1.5%の減であります。

重点事業につきましては、保育園の統合事業でございます。保育園の統合、並びに認定こども園への移行に向けて、具体的な協議を進めて、子育て支援の環境整備に取り組んでまいります。

地域幹線バス事業につきましては、瑞穂市との協議を重ね、町民の利便性の向上のため、新たなバス路線の実現に向けて事業を推進してまいります。

その他の事業につきましては、第五次総合計画施策大綱別に概略を御説明申し上げます。

まず、「明日を担うひとを育むまちづくり」においては、新規事業として、保育園統合事業を実施します。そのほか、小・中学生の医療費助成や放課後児童クラブ開設事業などを継続して実施します。

次に、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」においては、新規事業としまして、地域福祉計画・健康増進計画策定事業や不妊治療費助成事業、これは特定・一般・男性対象の事業でございます。この不妊治療助成事業を実施いたします。そのほか、各種予防接種事業などを継続して実施します。

次に、「便利で快適に暮らせるまちづくり」においては、新規事業として地域幹線バス事業を実施します。そのほかスマートインターチェンジ建設事業、県道間アクセス道路・工業専用区域内道路整備事業などを継続して実施します。

「自然と共生した潤いのあるまちづくり」においては、新規事業として、布団回収処理事業を実施します。そのほか低炭素推進事業などを継続して実施します。

次に、「みんなで守る安全・安心なまちづくり」においては、新規事業と

して、地域防災計画・災害廃棄物処理計画策定、洪水ハザードマップ作成事業を実施します。そのほか地域防災設備整備補助事業は、制度改正により補助額を拡大して実施します。

「活力と賑わいのあふれるまちづくり」においては、企業立地促進事業、現在、対象企業は3社でございますが、これを継続して実施します。農業分野におきましては、病虫害等防除対策事業や営農組織支援推進事業などを継続して実施します。

「みんなで協働する参画・交流のまちづくり」においては、クリーンパトロール事業などを継続して実施します。

次に、「明日を開く自立したまちづくり」においては、議会改革事業やふるさと寄附金特典事業を継続して実施します。

次に、特別会計の予算についてであります。

まず国民健康保険特別会計におきましては、保険給付費の減額により18億8,700万円、前年度当初予算対比1,200万円の減、率にいたしまして0.6%の減となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計におきましては、広域連合への納付金の増額により1億5,600万円、前年度予算対比600万円の増、率にいたしまして4.0%の増となっております。

水道事業会計におきましては、上水道配水場管理棟新築工事費を盛り込んでおり、総額では6億2,500万円、前年度当初予算対比3億8,500万円の増、160.4%の増となっております。

最後に、公共下水道事業特別会計におきましては、浄化センター電気設備工事費の増額によりまして9億1,800万円、前年度当初予算対比6,300万円の増で、率にいたしまして7.4%の増となっております。

以上が新年度の予算概要と主な施策等であります。

詳細につきましては、参事より、これから御説明申し上げます。

以上、慎重審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、一般会計予算から順次説明を求めます。

参事 岡田武史君。

参事 それでは、予算書のほうをよろしく願いいたします。

表紙をはねていただきまして、最初に一般会計でございます。

議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計予算。

平成29年度安八郡安八町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億8,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為) 第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債) 第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は6億円と定める。

1枚はねていただきまして、(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

1ページをごらん願います。

第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページから3ページまでが歳入、4ページ、5ページが歳出でございます。

いずれも合計は58億8,000万円でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

事項の1としまして、農業近代化資金利子補給。期間は、借入年度より返済の年度まででございます。限度額は、借入金額の1%以内でございます。

2でございます。安八町土地開発公社が借り入れする事業資金に対する債務。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間でございます。限度

額は、13億円に対する元金、利子及び遅延利息の損失補償となっております。

7ページをお願いいたします。

第3表 地方債でございます。

起債の目的としまして、臨時財政対策債、3億4,000万円。公共事業等債、こちらはスマートインターチェンジ、あるいは県道間アクセス道路等交付金の事業に主に充当するものでございます。2億5,600万円。合わせまして、5億9,600万円の発行を予定いたしております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ごらんとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

8ページ、9ページが歳入、ページを進めていただきまして、10ページが歳出となっております。前年度との比較、また財源内訳をまとめております。

11ページ以降が明細となります。

主なものを中心に御説明申し上げます。

まず歳入でございます。

最初に町税でございます。町民税、法人税におきましては、8,895万7,000円、前年度対比1,453万3,000円と減額して見込んでおります。

12ページをお願いいたします。

款の2以降が譲与税、また交付金と続きます。いずれも実績及び地方財政計画を踏まえまして計上いたしております。

14ページをお願いいたします。

款の10地方交付税でございます。普通交付税につきましては、対前年3,000万減の10億9,000万円で見込んでおります。

15ページをお願いいたします。

款の12分担金及び負担金、項の2負担金、目1民生費負担金でございます。節区分2児童福祉費負担金ということで、保育料につきましては園児数の減少によりまして、約1,000万円の減、7,773万円で計上いたしております。

16ページをお願いいたします。

款の13使用料及び手数料、項の2手数料でございます。ページは17ページのほうにまたがりませんが、目の2衛生手数料、今年度1,467万6,000円、57万8,000円の増でございます。節区分の1清掃手数料としまして、説明欄3段

目でございます。本年度、新規に布団処理手数料ということで10万円を計上いたしております。

続きまして、款の14国庫支出金でございます。目の1総務費国庫負担金、今年度175万9,000円、地方創生推進交付金としまして西美濃創生広域連携、あるいは地域幹線バス、こちらに係ります交付金を計上しております。

目の2民生費国庫負担金でございます。節区分の3保険基盤安定負担金、こちらにつきましては対前年度150万円増の1,500万円を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。

款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金でございます。今年度786万9,000円、対前年度5,636万8,000円の減でございます。こちらにつきましては臨時給付金の事業、これが28年度事業分の完了によるものでございます。

目の4土木費国庫補助金でございます。本年度3億5,302万4,000円、1億5,643万3,000円の減でございます。こちらは主に社会資本整備総合交付金でございます。スマートインターチェンジ、あるいは主要な道路改良に充当しております国庫補助金のそれぞれの事業計画、または配分見込みによりまして、前年度を下回って計上いたしております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

款の15県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金でございます。今年度1億6,353万円、対前年比1,296万3,000円の増でございます。節区分の3になります保険基盤安定負担金ということで、先ほどの国庫もございましたが、県のほうも増額して計上いたしております。

20ページをお願いいたします。

款の15県支出金、項の2県補助金、目の3衛生費県補助金でございます。今年度128万6,000円、比較としまして20万2,000円の減額となっております。この中で、29年度、新しい助成事業でございます一般不妊治療助成事業費補助金12万5,000円も計上いたしております。

目の5土木費県補助金でございます。251万6,000円、180万円の増でございます。節区分の上段でございます都市計画基礎調査補助金ということで180万円、平成32年の市街化区域の見直しに向けまして、県からの補助金を

受けまして事業を進めてまいりたいと考えております。

ページのほうは21ページをお願いいたします。

款の16財産収入でございます。項の1財産運用収入、目の2財産貸付収入でございます。本年度515万6,000円、企業さんへの土地の貸付ということで、29年度から新規で計上させていただいております。

22ページをお願いいたします。

款項とも寄附金でございます。目の2ふるさと寄附金でございます。こちらは実績等を踏まえまして、対前年200万円減の300万円を計上いたしております。

続きまして、款の18でございます。繰入金、基金繰入金でございます。財政調整基金も含めまして、3基金より、本年度は2億4,957万5,000円、対前年9,657万5,000円の増となっております。基金からの繰り入れを行っております。

ページを進めていただきまして、26ページをお願いいたします。

款項とも町債でございます。本年度につきましては、臨時財政対策債、あるいは土木債ということで、道路改良等に充当するものでございます。5億9,600万円、対前年1億4,450万円の減となっております。29年度、約6億円の起債の発行を予定いたしております。

続きまして、27ページをお願いします。

以降が歳出となります。

議会費でございます。本年度7,569万1,000円、ほぼ前年と同額での計上をいたしております。

28ページをお願いいたします。

総務費でございます。項の1総務管理費、目の1一般管理費でございます。本年度3億6,598万7,000円、141万5,000円の増となっております。

説明欄でございます。一番下、また下から1段上です。空き家対策推進事業ということで、こちらのほうは減額となっておりますが、新しく地域幹線バス経費ということで906万9,000円を計上いたしております。

29ページをお願いいたします。

目の4財産管理費でございます。本年度6,682万3,000円、1,006万6,000円の減でございます。公共施設等管理計画の策定委託費の関係が減額となって

おります。

30ページをお願いいたします。

目の5情報管理費でございます。9,875万8,000円、902万4,000円の増となっております。セキュリティ強化に係る経費等を計上いたしております。

31ページをお願いいたします。

目の企画費でございます。本年度1,736万2,000円、908万7,000円の増額となっております。節区分17公有財産購入費でございます。1,200万円でございますが、結北部で計画しておりますにぎわい広場の用地購入に係る経費を計上いたしております。

32ページをお願いいたします。

目の10ふるさと基金費でございます。こちらは実績等も踏まえまして、200万1,000円減の300万2,000円で計上いたしております。

33ページをお願いいたします。

項の2徴税费でございます。

目の2賦課徴收费でございます。本年度3,618万円、641万5,000円の減となっております。平成28年度は3年に1度の航空写真の撮影というものがございましたが、その部分が減額となっております。

ページを進めていただきまして、36ページをお願いいたします。

民生費でございます。項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費でございます。本年度2億1,603万9,000円、3,493万8,000円の減となっております。こちらにつきましては、臨時給付金事業の関係の経費が減額となっております。

38ページをお願いいたします。

目の3老人福祉費でございます。本年度3,582万2,000円、918万5,000円が減額となっております。こちらは39ページにまたがりませんが、負担金ということで、あすわ苑への負担金が約1,000万円減額となっております。

続きまして、目の4安八温泉費でございます。本年度1億27万5,000円、1,209万9,000円の減でございます。経費全般の削減に努めております。

41ページをお願いいたします。

目の6身体障がい者福祉費でございます。今年度2億955万円、1,374万5,000円の増でございます。こちらは扶助費のほうが増額となっております。

生活介護福祉費、また委託料でございます社会就労センターひかりの里の運営委託料も増額となっております。

目の7介護保険費でございます。1億9,124万9,000円、436万1,000円の増となっております。安八郡広域連合への負担金が増額となっております。

43ページをお願いいたします。

目の9後期高齢者医療費でございます。本年度1億5,019万5,000円、1,383万円の増でございます。療養給付費負担金等が増額となっております。

44ページをお願いいたします。

目の3保育所費でございます。本年度4億962万9,000円、411万3,000円の減とはなっておりますが、節区分一番下でございます29年度新規事業として、保育園統合事業22万3,000円をこちらのほうで計上いたしております。

46ページをお願いいたします。

款の4衛生費でございます。項の1保健衛生費、目の1保健衛生総務費でございます。本年度5,391万3,000円、706万7,000円の増となっております。こちらで健康増進計画策定に係る調査費も計上させていただいております。

47ページをお願いいたします。

目の3母子保健費でございます。ページは48ページのほうになりますが、説明欄、健康診査事業1,658万6,000円がございます。この中で、29年からの新規でございます不妊治療の補助金ということで、特定・一般・男性の不妊治療費をこちらのほうに盛り込ませていただいております。

ページのほうは49ページをお願いいたします。

項の2清掃費でございます。目の1塵芥処理費、本年度1億4,942万8,000円、224万6,000円の減でございます。ページは50ページのほうになりますが、ごみ減量化・リサイクル推進事業2,346万5,000円を計上させていただいております。この中で29年の新規でございます布団回収処理事業、こちらのほうも盛り込ませていただいております。

続きまして、51ページをお願いいたします。

款の5農林水産業費、項の1農業費でございます。目は最下段の3農業振興費でございます。本年度4,492万円、517万円の減となっております。こちらのほうは52ページになりますが、説明欄の上から2段目でございます。病虫害等防除対策事業2,010万7,000円、へり防除の関係で防除面積の減により

まして、こちらのほうが減額となっております。

目の5をお願いいたします。農地費で3,140万円、1,158万6,000円が増額となっております。町単の土地改良事業でございますが、水路改修等の事業費が増額となっております。

55ページをお願いいたします。

款の6商工費、項の1商工費、目の2商工業振興費でございます。今年度5,908万1,000円、1,837万5,000円の増でございます。この中で、企業立地奨励金も見ております。29は奨励対象企業が1社ふえ、3社となっております。その関係もございまして、予算額は増額となっております。

57ページをお願いいたします。

款の7土木費、項の2道路橋りょう費、目の1道路維持費、本年度1億1,640万円、3,179万4,000円の増となっております。この中で、国の交付金の事業でございます橋梁点検、また修繕の委託の関係を計上させていただいております。

目の2道路新設改良費でございます。1億366万9,000円、1億6,422万2,000円の減となっております。こちらの中では、通学路の整備の關係の事業費も計上させていただいております。事業計画、また国の交付金の配分見込み等も踏まえまして、減額とさせていただいております。

58ページをお願いいたします。

項の3都市計画費、目の1都市計画総務費でございます。本年度2,531万5,000円、200万9,000円が増額となっております。都市計画の關係でございますが、32年度の市街化の見直しに向けまして、基礎調査などの業務を実施させていただきたいと考えております。

目の2でございます。都市計画整備事業費でございます。5億3,430万4,000円、1億2,264万2,000円の減となっております。こちらではスマートインターチェンジ、またアクセス道路、工専区域内の道路の整備に係る事業費を計上しております。事業計画、また交付金の配分見込みなども踏まえまして、減額とさせていただいております。

59ページをお願いいたします。

目の3下水道整備費でございます。公共下水道事業会計への繰り出しでございます。本年度は4,000万増の3億8,000万で計上させていただいております。

す。

60ページをお願いいたします。

款項とも消防費、目の1非常備消防費でございます。本年度2,334万円、87万4,000円の増となっております。消防団の関係でございます。費用弁償につきましては支給の対象、また費用弁償の額など、こちらも明確にさせていただきます。

61ページをお願いいたします。

目の4災害対策費でございます。2,067万円、318万4,000円が減額となっておりますが、この中で地区防災設備整備費補助金の制度の拡充、また地域防災計画の見直しに係ります事業費も計上させていただきます。

62ページをお願いいたします。

款の9教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費でございます。本年度9,869万8,000円、740万6,000円が増額となっております。特別支援教育アシスタントの関係の事業費を増額させていただきます。

64ページをお願いいたします。

目の4国際交流費でございます。1,990万円、197万2,000円の増となっております。中国交流の関係で参加人員を増額して予算のほうを計上させていただきます。

65ページをお願いいたします。

目の5放課後児童クラブ費、本年度3,029万6,000円、446万9,000円の増となっております。指導員賃金等を増額させていただきます。

続きまして、項の2小学校費でございます。目の1学校管理費でございます。9,315万4,000円、475万3,000円の増となっております。小学校にエアコンのほうを設置させていただきます。その関係でガス代がふえております。また、外壁調査の業務委託、こちらのほうの業務を進めさせていただきたいと考えております。

68ページをお願いいたします。

項の4社会教育費の関係でございます。この中では、中央公民館、また勤労青少年ホーム、ハートピアなど、施設に係る事業費を計上させていただきます。全般的に経費の削減、またあわせまして施設の運営方針等も検討させていただきます。

73ページをお願いいたします。

項の5保健体育費、目の2公園施設費、本年度673万8,000円、281万5,000円の増額となっております。アンヒルパークのほうの遊具の修繕を進めさせていただきたいと考えております。

ページは75ページをお願いいたします。

款の10公債費でございます。本年度、元金、利子合わせまして6億1,086万3,000円、対前年1億227万3,000円が減額となっております。

76ページをお願いいたします。

予備費につきましては、前年と同額の900万円で計上させていただいております。

78ページをお願いいたします。

78ページ、79ページ、こちらが地方債の状況でございます。79ページの一番右、一番下をごらんいただきたいと思っております。平成29年度末でございますが、64億5,533万3,000円の地方債残高というふうに見込んでおります。

80ページをお願いいたします。

80ページ以降が給与費の明細書となっております。後ほど御精読いただければと思っております。

以上で一般会計の御説明とさせていただきます。

続いて、用紙の黄色のところをごらんいただきたいと思っております。

国民健康保険特別会計予算でございます。

1枚はねていただきまして、議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算。

平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億8,700万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定

により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページ、2ページが歳入、3ページ、4ページが歳出でございます。いずれも総額18億8,700万円でございます。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の事項別明細書でございます。

5ページが歳入、6ページが歳出でございます。前年度との比較、また財源内訳のほうをまとめさせていただいております。

7ページ以降が明細となります。主なものを順次御説明させていただきます。

まず、7ページをごらん願います。

歳入でございます。

国民健康保険料でございます。目の1 一般被保険者国民健康保険料3億5,440万円、比較として2,372万5,000円の減となっております。対象者は、対前年200人の減、3,400人と見込んでおります。

目の2 退職被保険者等国民健康保険料620万円、比較として1,590万円の減でございます。こちらは、対象者は110人の減、40人で見込んでおります。

8ページをお願いいたします。

款の3の国庫支出金から、ページを進めていただきまして、10ページの款の7 共同事業交付金がございます。こちらにつきましては一定のルールによりまして算定して、計上させていただいております。

款の9 繰入金でございます。まず一般会計繰入金につきましては、1億1,406万円、対前年度1,230万7,000円の増額で計上いたしております。

11ページをお願いいたします。

基金からの繰り入れでございます。対前年2,082万5,000円増の5,402万5,000円で計上させていただいております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

以降、歳出でございます。

款の2 保険給付費、項の1 療養諸費、目の1 一般被保険者療養給付費でございます。本年度9億2,400万円、1,200万円の増で計上させていただいております。

15ページをお願いいたします。

款の2 保険給付費、項の2 高額療養費、目の1 一般被保険者高額療養費、本年度1億3,200万円、こちらも対前年1,200万円の増で計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが、国民健康保険特別会計の説明とさせていただきます。

議長 お昼の休憩に入りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。1時15分に再開いたしたいと思いますので、御参集ください。よろしく申し上げます。

(午後0時05分 休憩)

(午後1時15分 再開)

議長 再開をいたします。

参事 紫色の用紙のところをごらんいただきたいと思います。

後期高齢者医療特別会計予算でございます。

1枚はねていただきまして、議第14号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算。

平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,600万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページが歳入、2ページが歳出でございます。いずれも合計は1億5,600万円でございます。

3 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

3 ページが歳入、4 ページが歳出でございます。

前年度との比較、また歳出のほうでは財源内訳のほうもまとめております。

5 ページ以降が明細となります。5 ページをお願いいたします。

款の1 後期高齢者医療保険料、項の1 後期高齢者医療保険料。保険料としましては、合わせまして1億641万7,000円、488万6,000円の増でございます。対象者は、対前年40人の増の1,820人と見込んでおります。

款の4 繰入金でございます。項の1 一般会計繰入金、6 ページのほうをごらんいただきたいと思います。

一般会計の繰入金としまして、合わせまして4,103万2,000円の繰り入れを行います。

9 ページのほうをごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。

款項目とも後期高齢者医療広域連合納付金でございます。今年度は1億4,393万3,000円、546万4,000円の増で見込んでおります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の御説明とさせていただきます。

続きまして、青色の用紙のところをごらん願います。

水道事業会計予算でございます。

1 枚はねていただきまして、議第15号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算。

(総則) 第1条、平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数、4,784戸。2. 1日平均の給水量、4,366立方メートル。3. 年間総給水量159万3,554立方メートル。4. 主要な建設改良事業、イとしまして配水管布設工事一式、ロとして水道事務所管理棟新設工事一式でございます。

(収益的収入及び支出) 第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

2 ページをお願いいたします。

収入でございます。第1款、水道事業収益。営業収益、営業外収益を合わせまして2億736万円でございます。

支出でございます。水道事業費用。営業費用、営業外費用、予備費合わせまして1億5,418万8,000円でございます。

(資本的収入及び支出) 第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額7,971万2,000円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金7,971万2,000円で補填する。

3ページをお願いいたします。

収入でございます。第1款、資本的収入。企業債でございます。3億9,110万円。

支出でございます。資本的支出。建設改良費、また企業債償還金でございます。4億7,081万2,000円でございます。

(企業債) 第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、水道事務所管理棟新設工事、限度額、3億9,110万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましてはごらんのとおりでございます。

4ページをお願いいたします。

(一時借入金) 第6条、一時借入金の限度額は3億9,110万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費) 第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費2,264万1,000円。

(棚卸資産購入限度額) 第8条、棚卸資産の購入限度額は581万2,000円と定める。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

本年度から、配水場の管理棟の新築工事のほうに着手をしております。

5ページは実施計画書でございますが、御説明のほうは、ページを進めていただきまして、28ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度安八町水道事業会計予算実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、まず収入でございます。

水道事業収益としまして、2億736万円、2,765万8,000円の増でございます。

内訳でございます。29ページをごらんいただきたいと思います。

6の消費税還付金2,446万1,000円、この部分が増額となっております。管理棟の新築工事におきまして、工事費が多額となり、仕入れ課税がふえました。これによりまして、消費税のほうが還付になるということで見込んでおります。

30ページをお願いいたします。

水道事業費用でございます。本年度1億5,418万8,000円、5,108万1,000円の減でございます。

内訳でございます。営業費用の中の原水及び浄水費でございます。本年度2,858万9,000円、5,495万9,000円の減でございます。28年度は配水場の詳細設計業務のほうを計上させていただいておりました。その部分がなくなりますが、新管理棟の築造工事重点管理委託ということで1,000万円のほうが増額となっております。

ページのほうは32ページをお願いいたします。

4の総係費でございます。今年度3,461万8,000円、485万9,000円の増となっております。

33ページのほうをごらんいただきたいと思います。

16の委託料の中で、一番下にございます経営戦略策定支援業務の委託ということで、こちらが義務づけられておる計画でございます。29年度に策定を進めてまいります。

35ページをお願いいたします。

2の営業外費用でございます。本年度1,335万6,000円、457万2,000円の減となっております。

3の消費税、こちらのほうがゼロとなっております。

36ページをお願いいたします。

2の資本的収入でございます。本年度3億9,110万円、管理棟の新築工事のほうに企業債を充当するものでございます。

37ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。建設改良費のほうでございます。本年度4億

3,741万9,000円、4億3,541万9,000円が増となっております。施設改良工事としまして、管理棟の新築工事を計上いたしております。

ページのほうは、恐れ入ります、11ページのほうにお戻りをいただきたいと思っております。

11ページ、12ページがキャッシュ・フローの計算書でございます。

13ページから16ページでございますが、こちらが給与費の明細書でございます。

17ページ以降に予定の損益計算書でございます。21ページまで連なっております。

22ページが予定の貸借対照表でございます。

22ページ、資産の部の流動資産のところをごらんいただきたいと思っております。

流動資産として、(1)現金預金でございます。29年度末として6億569万7,438円の現金残高を見込んでおります。2配水場の新設によりまして、多額の資金が必要となります。地方債等も有効に活用しまして、健全な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、水道事業会計の御説明とさせていただきます。

続きまして、黄緑色のところをごらんいただきたいと思っております。

公共下水道事業特別会計予算でございます。

1枚はねていただきまして、議第16号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算。

平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用) 第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1枚はねていただきまして、公共下水道費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

1ページをごらんいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページが歳入、2ページが歳出でございます。合計しまして9億1,800万円でございます。

3ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございます。

起債の目的としまして、公共下水道整備事業、限度額は2億2,160万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法はごらんのとおりでございます。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

4ページが歳入、5ページが歳出でございます。前年度との比較等をまとめたものでございます。

6ページ以降が明細となります。

29年度におきましては、浄化センター維持管理費、また公債費等、経常的な経費のほか、浄化センターの長寿命化の関係で電気設備工事のほうを進めてまいります。

6ページでございます。

歳入のまず項の1負担金でございます。合わせまして467万6,000円、前年対比706万6,000円の減でございます。

款の2使用料及び手数料、項の1使用料、下水道使用料につきましては、2億5,115万1,000円、対前年比1,300万円の増額で計上いたしております。

款の3国庫支出金でございます。3,500万円、対前年3,225万円の増でございます。浄化センターの電気設備工事に充当するものでございます。

7ページをお願いいたします。

款の5繰入金でございます。

項の1、一般会計繰入金のほうからは3億8,000万円、項の2でございます下水道整備基金のほうからは2,000万円の繰り入れを行います。

8ページをお願いいたします。

款の8町債でございます。本年度につきましては2億2,160万円、資本費平準化債、または浄化センターの電気設備工事のほうに地方債のほうを充当いたす予定でございます。

9ページをお願いいたします。

以降が歳出となります。

まず目の1公共下水道建設費でございます。今年度1億4,104万2,000円、4,977万円の増でございます。説明欄では下から2段目でございます。処理場整備費としまして7,000万円、こちらは浄化センターの長寿命化の関係でございます。電気設備工事費を計上いたしております。

目の2浄化センター管理費につきましては、1億6,355万5,000円を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。

款の2公債費でございます。元金、利子合わせまして6億870万4,000円、前年度より1,145万2,000円が増額となっております。

11ページにつきましては予備費でございます。469万9,000円を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。表の一番右、最下段をお願いいたします。

29年度末でございます。64億4,984万9,000円の地方債残高と見込んでおります。

13ページ以降につきましては、給与費の明細書でございます。後ほどごらんいただければと思います。

以上で、平成29年度の予算説明とさせていただきます。説明不足の点もございりますが、何とぞよろしく御審議のほど、お願いをいたします。

続きまして、議案書の73ページをお願いいたします。

議第17号 安八町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて。

地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条の規定により、安八町公共下水道事業特別会計は、次のとおり平成29年度安八町一般会計から繰り入れる

ものとする。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

記でございます。1として、繰入額3億8,000万円。2として、繰り入れ理由でございます。下水道事業においては、事業収入のみでの事業実施は健全財政を維持することが困難なため、一般会計から繰り入れするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第12号から議第17号までは、会期内の各委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第12号から議第17号までは会期内の各委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第20、議第18号 町道路線の認定について、日程第21、議第19号 町道路線の変更について、日程第22、議第20号 町道路線の廃止についてまでの3議案を一括議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長兼S I C建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 それでは、75ページをお願いいたします。

議第18号について、朗読並びに説明をさせていただきます。

議第18号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、こちらにつきましては認定をお願いします詳細でございます。

次ページをお願いいたします。

このページ以降、82ページまでが認定をお願いします路線網図となります。1番から9番までの9路線は、全て住宅分譲の開発に伴う道路の寄附採納による認定でございます。また、10番につきましては、中地内での道路新設によるものでございます。最後に11番、12番の2路線につきましては、アクセ

ス道路の延伸に伴うものでございます。

83ページをお願いいたします。

議第19号について、朗読並びに説明をさせていただきます。

議第19号 町道路線の変更について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、こちらにつきましては変更をお願いします路線の明細でございます。

変更点といたしましては、結小学校地内、敷地内を走る町道中組南8号線の起点を変更するものでございます。

1枚はねていただきまして、87ページ、88ページが変更をお願いします路線網図で、87ページが変更前、88ページが変更後ということでございます。

89ページをお願いいたします。

続いて、議第20号について、朗読並びに説明をさせていただきます。

議第20号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、廃止をさせていただきます路線の明細でございます。

次ページをお願いいたします。

93ページ、94ページが廃止をお願いします路線網図でございます。

1番につきましては、住宅分譲の関係で道路を廃止するものでございます。

また、2番、3番の2路線につきましては、アクセス道路の延伸に伴うものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第18号から議第20号までは、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第18号から議第20号までは会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

お諮りします。

各常任委員会での審査のため、3月7日から3月16日までの10日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、3月7日から3月16日までの10日間を休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

なお、3月17日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりください。まずは最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をお願いいたします。

これをもちまして終了といたします。ありがとうございました。

(散会時間 午後1時40分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月6日

議 長 山 中 美 恵 子

議 員 岩 田 讓 治

議 員 古 澤 榮 一